

行方不明者発見活動に関する訓令

[最終改正 平成30. 2. 23 京都府警察本部訓令第3号]

(趣旨)

第1条 この訓令は、行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号。以下「規則」という。）等に定めるもののほか、個人の生命及び身体の保護を図るために行う行方不明者の発見のための活動、発見時の措置等（以下「行方不明者発見活動」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(特異行方不明者の呼称)

第2条 規則第2条第2項各号に規定する特異行方不明者の呼称は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 規則第2条第2項第1号に規定する者は、凶悪犯被害者とする。
- (2) 規則第2条第2項第2号に規定する者は、福祉犯被害者とする。
- (3) 規則第2条第2項第3号に規定する者は、事故遭遇者とする。
- (4) 規則第2条第2項第4号に規定する者は、自殺企図者とする。
- (5) 規則第2条第2項第5号に規定する者は、自傷他害のおそれのある者とする。
- (6) 規則第2条第2項第6号に規定する者は、自救無能力者とする。

(人身安全対策課長の責務)

第3条 人身安全対策課長は、行方不明者発見活動の全般の事務に当たるとともに、警察職員（以下「職員」という。）に対する指導教養を徹底し、規則第13条第1項に規定する行方不明者照会（以下「行方不明者照会」という。）を励行すること等により、行方不明者発見活動の効果的な運営に努めるものとする。

2 人身安全対策課長は、行方不明者発見活動に関し関係都道府県警察との調整を行うものとする。

(警察署長の指揮等)

第4条 警察署長（以下「署長」という。）は、規則第6条第1項又は第2項の規定により届出を受理したときは、行方不明者発見活動のため十分な体制を構築するほか次に掲げる事項について指揮するものとする。

- (1) 規則第8条に規定する報告
- (2) 規則第9条に規定する事案の引継ぎ
- (3) 規則第10条に規定する情報の記録及び活用
- (4) 規則第11条に規定する判定
- (5) 規則第14条に規定する資料の公表
- (6) 規則第20条に規定する措置
- (7) 規則第21条に規定する特異行方不明者手配
- (8) その他署長が必要と認める事項

2 署長は、規則第9条第1項の規定により引継ぎを受けたときは、前項に準じて指揮するものとする。

3 署長は、前2項に規定する指揮をするときは、行方不明者事案指揮簿（別記様式第1号）で行うものとする。

(行方不明者届の受理等)

第5条 署長は、規則第6条第1項又は第2項の規定により届出を受理するときは、次に掲げる事項を確認した上で受理するものとする。

(1) 行方不明者届をしようとする者が規則第6条第1項各号のいずれかに該当する者であるか。

(2) 行方不明者届出書(規則別記様式)に所定の事項が記載されているか。

2 署長は、前項に規定する届出に係る行方不明者が凶悪犯被害者と認められるときは、直ちに捜査第一課長と協議し、早急に行方不明者発見活動のための必要な措置を講じるものとする。

(行方不明者届の受理時の措置)

第6条 署長は、行方不明者届を受理したときは、規則第7条第1項の規定による措置のほか、必要な調査を行うものとする。

2 署長は、規則第7条第2項に規定する説明をするときは、次に掲げる場合にその旨を連絡するよう当該行方不明者届をした者(以下「届出人」という。)に指導するものとする。

(1) 行方不明者に関する新たな情報を得た場合

(2) 行方不明者の帰宅又は所在を確認した場合

(3) 届出人の住所や連絡先が変更される場合

3 規則第7条第3項の行方不明者届受理票(以下「受理票」という。)は、別記様式第2号のとおりとする。

4 署長は、受理票を作成したときは、行方不明者届受理簿(別記様式第3号)に必要な事項を記入するものとする。

(行方不明者に係る事項の報告等)

第7条 規則第8条第1項及び第4項に規定する報告は、受理票の写しを警察本部長(以下「本部長」という。)に送付(人身安全対策課長経由。以下同じ。)することにより行うものとする。

2 規則第8条第2項(同条第5項で準用する場合を含む。)に規定する報告は、別に定めるところにより人身安全対策課長が警察庁情報管理システムに登録して行うものとする。

3 署長は、警察庁情報管理システムへの再登録の必要があると認めるときは、別に定めるところにより人身安全対策課長に依頼するものとする。

(事案の引継ぎ)

第8条 規則第9条第1項の規定による引継ぎは、あらかじめ事案を引き継ぐ旨を本部長に通報(人身安全対策課長経由)した後、行方不明者届引継書(別記様式第4号)を正副2通作成し、行方不明者届出書、受理票、行方不明者事案指揮簿の写しその他関係する資料を添えて引継先の署長に送付することにより行うものとする。この場合において、他の都道府県警察の署長(以下「他府県署長」という。)に引き継ぐときは、人身安全対策課長を通じて行うものとする。

2 署長は、規則第9条第1項の規定による引継ぎを受けたときは、速やかに、送付を受けた受理票に基づき当該行方不明者に係る新たな受理票を作成し、当該受理票の写しを本部長に送付するものとする。

3 人身安全対策課長は、前項の受理票の写しの送付があったときは、前条第2項に準じて処理し、その結果を送付した署長に通知するものとする。

- 4 署長は、前項に規定する通知があったときは、警察庁情報管理システムへの登録が完了した旨を引継ぎをした署長に連絡するとともに、第1項の規定により送付を受けた行方不明者届引継書の副本を返送するものとする。この場合において、他府県署長から引継ぎがあったときは、引継ぎをした署長への連絡は、人身安全対策課長を通じて行うものとする。
- 5 署長は、前項前段に規定する連絡があったときは、人身安全対策課長に第7条第2項の規定により登録された当該行方不明者の登録の解除を依頼するものとする。
- 6 人身安全対策課長は、前項の規定による解除依頼があったときは、別に定めるところにより行方不明者の登録を解除するものとする。

(事後に取得した情報の記録及び活用)

第9条 行方不明者届を受理した署長(規則第9条第1項の規定により引継ぎを受けた署長を含む。以下「受理署長」という。)は、行方不明者届を受理した後に取得した当該行方不明者に係る情報について、確実に行方不明者事案指揮簿等に記録し、所属において共有するとともに、規則第21条の規定により特異行方不明者手配を行っている場合には、手配先の署長に対し取得した情報を提供するなど、行方不明者の発見のための活動に積極的に活用するものとする。

(特異行方不明者の判定の報告)

第10条 規則第11条第2項に規定する報告は、同条第1項に規定する判定の結果等を受理票に記載し、当該受理票の写しを本部長に送付することにより行うものとする。

- 2 人身安全対策課長は、前項に規定する送付があったときは、第7条第2項の規定により警察庁情報管理システムに登録された当該行方不明者の登録の内容を変更する登録を行うものとする。

(行方不明者照会)

第11条 行方不明者照会は、警察庁情報管理システムにより行うものとする。

- 2 署長及び警察本部の行方不明者発見活動を行う所属の長(以下「署長等」という。)は、警察庁情報管理システムを効果的に活用するよう努めるものとする。

(行方不明者に係る資料の公表)

第12条 受理署長は、規則第14条第1項に規定する公表をするときは、公表内容を事前に人身安全対策課長と調整するものとする。

- 2 受理署長は、規則第14条第3項の規定する資料の提供を受けるときは、届出人その他関係する者に対して、事前にその公表する内容、数量等を教示するものとする。

(鑑識課長への受理票の写しの送付)

第13条 規則第15条及び規則第20条第3項に規定する送付は、人身安全対策課長が第7条第1項の規定により送付を受けた受理票の写しを送付することにより行うものとする。

- 2 人身安全対策課長は、第7条第1項の規定により送付を受けた受理票の写しに係る行方不明者が行方不明となってから1箇月を経過しているときは、規則第15条の規定にかかわらず、速やかに当該行方不明者に係る受理票の写しを鑑識課長に送付するものとする。

(身元不明死体票の作成)

第14条 規則第16条の身元不明死体票は、別記様式第5号のとおりとする。

(鑑識課長による調査結果の通知)

第15条 規則第17条第1項及び第2項に規定する通知は、身元不明死体票を送付した署長に対しては直接に、受理票の写しを送付した署長に対しては人身安全対策課長を通じて行うものとする。

る。

(迷い人についての確認)

第16条 署長は、規則第19条第1項の規定による迷い人を発見した旨の報告を受けたときは、迷い人票（別記様式第6号）を作成するものとする。

2 署長は、前項の迷い人票に係る迷い人について、行方不明者照会等により行方不明者届の受理の有無、過去の保護歴等取扱いの有無等を確認するものとする。

3 署長は、前項に規定する確認を行っても迷い人の身元が判明しないときは、迷い人照会書（別記様式第7号）を作成し、人身安全対策課長に送付した後、他の署長に対して当該迷い人照会書により迷い人の照会を行うものとする。この場合において、他府県署長に照会するときは、人身安全対策課長を通じて行うものとする。

4 署長は、前項前段の照会があったときは、当該迷い人について必要な調査を行い、その結果を照会をした署長に回答するものとする。この場合において、他府県署長から照会があったときは、人身安全対策課長を通じて回答するものとする。

(特異行方不明者の手配)

第17条 規則第21条に規定する特異行方不明者手配（以下「特異行方不明者手配」という。）は、あらかじめ特異行方不明者手配書（別記様式第8号）の写しを本部長に送付した後、手配先の署長に特異行方不明者手配書を送付することにより行うものとする。この場合において、他府県署長に手配するときは、人身安全対策課長を通じて行うものとする。

2 署長は、前項前段に規定する手配があったときは、規則第23条に規定する活動の結果を受理署長に通知するものとする。

(行方不明者発見活動協力要請)

第18条 受理署長は、特異行方不明者手配ができない特異行方不明者及び行方不明となった状況等から行方不明者の生命又は身体に危険が生じていることが予測され、かつ、緊急性があると認める行方不明者があるときは、必要と認める署長等に対し、行方不明者発見活動協力要請書（別記様式第9号）により行方不明者発見活動の協力を要請するものとする。この場合において、他府県署長に協力を要請するときは、人身安全対策課長を通じて行うものとする。

2 署長等は、前項前段に規定する要請があったときは、当該行方不明者に関する情報を取得した場合又は当該要請に基づき執った措置等がある場合は、直ちに受理署長に通知するものとする。

(行方不明者を発見したときの措置)

第19条 規則第25条第3項の行方不明者発見票（以下「発見票」という。）は、別記様式第10号のとおりとする。

2 規則第25条第4項に規定する通知は、あらかじめ発見票の写しを本部長に送付した後、受理署長に発見票の写しを送付して行うものとする。この場合において、他府県署長に通知するときは、人身安全対策課長を通じて行うものとする。

3 受理署長は、前項前段に規定する通知があったときは、当該行方不明者に係る受理票に必要な事項を記載するものとする。

(行方不明者発見時の報告)

第20条 規則第27条第2項に規定する報告は、人身安全対策課長が警察庁情報管理システムの登録を解除することにより行うものとする。

(鑑識課長に対する報告)

第21条 規則第28条第1項に規定する報告は、削除通報書(別記様式第11号)を送付することにより行うものとする。この場合において、受理票の写しに係る行方不明者が発見され、又はその死亡が確認されたときその他受理票の写しの保管の必要がなくなつたと認めるときの報告にあつては、人身安全対策課長を通じて行うものとする。

(特異行方不明者手配等の解除等)

第22条 規則第29条第1項に規定する特異行方不明者手配の解除は、あらかじめ特異行方不明者手配解除通報書(別記様式第12号)の写しを本部長に送付した後、手配先の署長に特異行方不明者手配解除通報書を送付することにより行うものとする。この場合において、他府県署長に特異行方不明者手配の解除をするときは、人身安全対策課長を通じて行うものとする。

2 受理署長は、第18条第1項に規定する行方不明者発見活動の協力の要請を撤回するときは、行方不明者発見活動協力要請撤回通知書(別記様式第13号)を作成の上、前項に準じて行うものとする。

(行方不明者届がなされていない場合等の特例)

第23条 次に掲げるものは、規則第30条の規定により、特異行方不明者として行方不明者発見活動を行うものとする。

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第39条第1項の規定により精神科病院の管理者から無断退去した入院患者の探索を求められたもの。
- (2) 少年院法(平成26年法律第58号)第89条第2項又は第90条第5項の規定により、少年院長から連戻しのための援助を求められたもの
- (3) 少年鑑別所法(平成26年法律第59号)第78条第2項又は第79条第5項の規定により、少年鑑別所の長から連戻しのための援助を求められたもの
- (4) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号。以下「心神喪失者等医療観察法」という。)第24条第5項の規定により裁判所から対象者の所在の調査を求められたもの。
- (5) 心神喪失者等医療観察法第99条第3項の規定により指定入院医療機関の管理者から、無断退去した入院患者の所在の調査を求められたもの。

2 前項に掲げるもののほか、規則第30条の規定により規則の措置をとる場合は、署長を届出人として行うものとする。

(細部事項)

第24条 この訓令の実施に関する細部事項は、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成25年2月1日から施行する。

別記

様式第1号

行方不明者事案指揮簿

その1

行方不明者 氏名・性別	男 女	生年月日 年 月 日 年 齢	年 月 日 (歳)
受理年月日	年 月 日	受理番号	
行方不明者の 種 別	<input type="checkbox"/> 凶悪犯被害者 <input type="checkbox"/> 福祉犯被害者 <input type="checkbox"/> 事故遭遇者 <input type="checkbox"/> 自殺企図者 <input type="checkbox"/> 自傷他害のおそれのある者 (<input type="checkbox"/> 精神障害 <input type="checkbox"/> 危険物携帯) <input type="checkbox"/> 自救無能力者 <input type="checkbox"/> 精神科病院無断退去者 <input type="checkbox"/> 少年院に連れ戻すべき者 <input type="checkbox"/> 少年鑑別所に連れ戻すべき者 <input type="checkbox"/> 心神喪失者等所在調査対象者 <input type="checkbox"/> 指定入院医療機関無断退去者 <input type="checkbox"/> その他		

指揮印	日時	項目	内 容

注 1 「行方不明者の種別」は、該当する種類の□にレ点を記入すること。

2 項目には、「伺い」、「指揮」、「結果」等と記載し、その内容を右欄に記載すること。

		受理番号		氏名	
指揮印	日時	項目	内 容		

行方不明者届受理票(甲)

引継ぎ先者 取扱者	署(係)	印
取扱者	署(係)	印

受理番号	第 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 号	受理年月日時	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 午前 時 分	公表に関する要望	公表する 公表しない
行方不明者の種類	受理警察署 <input type="text"/> 警察署 <input type="text"/>				
行方不明者	本(国)籍	住所 (連絡先)			
	住所	職業(勤務先)	フリガナ氏名	(歳)	
	フリガナ氏名	住所			
	職業(勤務先)	フリガナ氏名	(歳)		
	生年月日	受理時の満年齢 () 歳	性別	男・女	行方不明者届出 有 無

身体特徴	種別	部位	形状	種別	部位	形状	種別	部位	形状
	身長	cm		体型	肥・小肥・中肉・やせ () kg		面型	▽ △ ⊕ ⊞ ⊚	
体格・人相	顔色	白・青白・普通・浅黒・赤		眼鏡	レンズ () 緑 ()		頭髪		
	血液型	A ・ B ・ AB ・ O		歯	病院名		所在地		
	音なり	歩行対話癖		趣味・嗜好・特技・資格	所持金品等		自動車区分	登録車両番号	
	歯	所在地		所持金品等	自動車区分		登録車両番号	型式	

行方不明となった場所・状況	行方不明年月日時	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 午前 時 分	原因・動機		
---------------	----------	---	-------	--	--

立ち回り見込先	所在地	関係者名	行方不明者との関係	立ち回り見込地域	地域名	業種等	理由
写真	有 無 (撮影年月日)	発見時の措置		発見時の措置		受理署長の意見	
記事	補充事項						

分類番号 縦書き担当者記載	第1分類	第2分類	第3分類	第4分類	身元不明死体票等との対照実施状況					
					都道府県警察本部	警 察 署				
					責任者	保管身元不明死体票との対照	対照結果	責任者	保管資料との対照	対照結果
					対照月日			対照月日		

行方不明者届受理票(乙)

受 理 時 の 確 認 事 項									
A 届出の状況等				4 収入、預貯金 4 債権、債務 4 その他					
認知から届出までの時間 届出が遅れた理由 届出前の捜索の状況 他に届出をすべき親族等の有無 その他				D 行方不明前後の状況					
				1 悲観的・困窮に関する言動 1 紛争に関する言動 1 家族との会話 1 その他					
B 行方不明者の性格等				2 飲酒、他人の呼び出し 2 特異な所持(携帯)品 2 その他					
1 性格 (真面目・不真面目)、(温和・勝気)、(明朗・陰険)、(理性的・感情的) (几帳面・だらしない)、(辛抱強い・あきやすい)、(慎重・軽率) (素直・偏屈)、(社交的・内向的)、(大胆・小心)、その他()		3 身体(精神)障害 3 持病、既往症 3 その他		3 交通量、天候 3 環境(危険箇所) 3 土地鑑、その他					
2 普段の服装 2 外見の特徴等		4 酒癖、粗暴癖、盗癖 4 薬物等の常用、放浪癖 4 外泊癖、その他		4 友人・知人宅 4 飲食店、接触者 4 目撃者、その他					
C 行方不明者の経歴等				5 生活必需品、嗜好品 5 貴重品、旅行用具、通帳 5 遺書、書き置き、日記 5 整理整頓の状況、その他					
1 学歴、職歴 1 犯・非行歴 1 保護歴、その他		2 前住居、旅行先 2 その他		E 家庭の状況					
3 異性関係、学友・同僚 3 上司、取引先、近隣 3 暴力団等との関係等				F 発見活動における公表に関する届出人の意思					
特 異 行 方 不 明 者 の 判 定									
責任者の意見				署長の判定					
行方不明者登録等の経過					行方不明者発見の経過 (記入者)				
登 録	区 分	登録依頼月日時	発信者	受信者	発見区分	1 発見 2 帰宅等確認 3 死亡確認 4 その他			
	初期登録	月 日 時 分			発見日時	年 月 日 午 時 分			
	車両登録	月 日 時 分			発見場所				
	再登録	月 日 時 分			発見の端緒	1 立ち回り調査 2 職務質問 3 立入調査等 4 少年補導 5 犯罪捜査 6 民間通報 7 保護届出 8 その他			
登 録 解 除	区 分	解除依頼月日時	発信者	受信者	発見時の状態	1 被害者 2 被疑者 3 その他			
	行方不明者	月 日 時 分			手配等の活用結果	1 システム登録 2 特異行方不明者手配書 3 報道等 4 インターネット 5 警察施設等への掲示 6 その他() 7 該当なし			
手 配 項 目	使用車両	月 日 時 分			死亡の原因(死亡確認時のみ記載)	1 他殺 2 事故 3 自殺 4 不明 5 その他			
	区 分	手配月日時	発信者	受信者	発見の経緯				
	立ち回り見込先	月 日 時 分							
公 表 の 有 無	立ち回り見込地域	月 日 時 分							
	公 表	公表先	公表先		発見後の措置(保護した場合は、保護の根拠、引継者を記載)				
そ の 他	非公表								
	受理票写し 送 附	月 日	送付者						

行方不明者届引継書

年 月 日

警察署長 殿

警察署長 

下記の行方不明者に係る行方不明者届を引き継ぎます。

記

行方不明者の住所、職業氏名、年齢	住所 職業 氏名 年齢
届出者の住所氏名、年齢	住所 氏名 年齢 (連絡先)
受理年月日 受理警察署 取扱者	年 月 日 警察署 課(係) 取扱者
書類の標目	
引継ぎの理由	
参考事項	
引継ぎを受けた警察署の担当者	官職 氏名 印
引継ぎを行った警察署の担当者	官職 氏名 (連絡先)

注 引継ぎに当たっては、正副2通を作成し正本を引継ぎを受ける者に交付するとともに、副本にその者の署名押印を求めること。

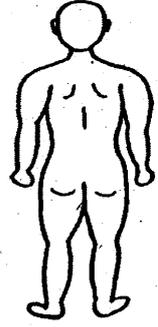
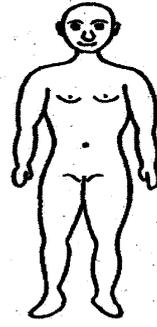
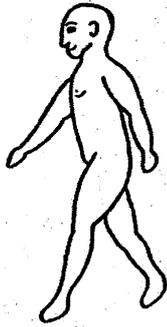
身元不明死体票(表)

作成年月日		年 月 日		作成署及び作成番号		庁 道 府 警 察 署 県 方 面		年 第 号																																																																																								
性別 及び 推定 年齢	男・女	同 伴 者	有・無	国籍	死 因	検視又 は見分 の日時	年 月 日	発 見 年 月 日 時	年 月 日	時	※分類 番号	第1分類	第2分類	第3分類	第4分類																																																																																	
	歳位		男 名				女 名		午前・後	時 分		前 後	前 後																																																																																			
発 見 の 場 所	発 見 死 亡	都 道 府 県		市 区 郡	町 村	番 地	自 住 氏 氏 名	住 所 氏 名		所持品 中の印 鑑押印																																																																																						
身 体 特 徴	種 別	部 位	形 状	種 別	部 位	形 状	種 別	部 位	形 状																																																																																							
	手術こん			欠 損			い ぼ																																																																																									
	創傷こん			いれずみ			あ ざ																																																																																									
	火傷こん			灸こん			ほくろ																																																																																									
体 格	身 長	c m		着 衣	オ ー バ ー コ ー ト 類	ネ ク タ イ バ ン ド 等																																																																																										
	体 重	肥・小肥・中肉・やせ・不明			上 衣 ブ ラ ウ ス	下 着																																																																																										
	面 型	▽ △ ⊕ □ ⊙ 不明			ズ ボ ン ス カ ー ト 着	履 物		(.) c m																																																																																								
	眼 鏡	レ ン ズ () 縁 ()			セ ー タ ー シ ャ ツ 等	そ の 他																																																																																										
相 歯	頭 髪			所 持 金 品 等	カ バ ン バ ッ ク 類	時 計		メ ー カ ー 名 () 名 称 () 角・丸 () 型、金・クロム色側 () 針、() 石、日・曜日付、防水 自動巻、() 色、皮・布・鎖バンド付 番 号 ()																																																																																								
	血 液 型	A・B・AB・O	十 指 分 類 番 号		カ バ ン バ ッ ク 類	時 計		そ の 他																																																																																								
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="16">上</td> </tr> <tr> <td>8</td><td>7</td><td>6</td><td>5</td><td>4</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td> </tr> <tr> <td>右</td><td>8</td><td>7</td><td>6</td><td>5</td><td>4</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td> </tr> <tr> <td colspan="16">下</td> </tr> <tr> <td colspan="16">左</td> </tr> </table>																上																8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8	右	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8	下																左															
上																																																																																																
8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8																																																																																	
右	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8																																																																																
下																																																																																																
左																																																																																																
人 相 写 真 貼 付 欄								身 体 特 徴 着 衣 所 持 品																																																																																								

注 ※印は、作成署では記入を要しない。

身元不明死体票（裏）

身体特徴部位図示



発見時の状況（自他殺、事故死等の認定理由、その他参考事項）

※調査状況（行方不明者届受理票等との対照結果、他府県に対する手配、その他調査事項）

※年月日、調査者印

※ 府 県 本 部			警 察 署					
責 任 者	自府県行方不明者 届受理票との対照者	取扱担当者	指 紋 照 会		総 合 照 会	行方不明者届 受理票との対照者	検 視（見分）者	作 成 者
			警察庁に対する照会	自府県に対する照会				
	月 日		月 日	月 日	月 日	月 日		

注 死者の指紋があるときは、押なつた用紙（又はその写し）の一端を糊付して、添付すること。

迷い人照会書

その1

宛 名	殿		照会年月日	年 月 日		
			迷い人番号	年 第 号		
			発見警察署			
			発信者			
発見日時			発見場所			
迷 い 人 （ 自 称 ）	本（国）籍					
	住 所					
	職 業					
	フリガナ					
	氏 名					
	フリガナ					
	異 名					
身 体 特 徴	生年月日			性 別		
			体 型	kg	面 型	
			(体重)		顔 色	
			眼 鏡			
身 長	cm	頭 髪				
着 衣			所持金品			

経歴・土地鑑等		
調査・照会経過		
照会内容	調査依頼事項	理由
保護状況		
参考事項		

特異行方不明者手配書

その1

宛 名			(1) 手配年月日	年	月	日	
			(2) 手配事由	立ち回り先・立ち回り地域			
	殿		(3) 受理警察署	警察署			
			(4) 受理番号	第	号		
			(5) 受理年月日	年	月	日	
発信者			(6) 公表に関する要望				
			(7) 行方不明者の種類				
特異行方不明者	(8) 本(国)籍						
	(9) 住所						
	(10) 職業						
		フリガナ				
	(11) 氏名						
		フリガナ				
	(12) 異名						
(15) 身体特徴	(13) 生年月日	年	月	日 (歳)	(14) 性別		
			(17) 体型 (体重)	()kg	(18) 面型		
			(20) 眼鏡				
(16) 身長		cm	(21) 頭髪				
(22) 着衣			(23) 所持金品				

(24)	行方不明の概要			
届 出 人	(25) 住 所	(連絡先)		
	(26) 職 業		(27)氏名	
	(28) 行方不明者との関係			
	(29) 発見時の意向	・発見時に通知してください。 ・発見の際は、迎えに行きます。 ・発見時に保護してください。 ・その他()		
(30)	受理署長の意見			
捜 索 活 動 の 対 象	(31)	所 在 地	関 係 者 名	行方不明者との関係
	(32)	地 域 名	業 種 等	理 由
	(33)	参 考 事 項		
	(34)	行 方 不 明 者 の 写 真 等		

注 手配後に、手配内容について追加、変更等があれば、その内容が分かるように記載の上、特異行方不明者手配書（追報）と記載して手配すること。

行方不明者発見活動協力要請書

その1

宛 名	殿		要 請 年 月 日	年 月 日	
			受 理 警 察 署	警察署	
			受 理 番 号	第 号	
			受 理 年 月 日	年 月 日	
			公 表 に 関 す る 要 望		
発信者			協 力 要 請 す る 事 由		
行 方 不 明 者	本(国)籍				
	住 所				
	職 業				
	フリガナ				
	氏 名				
	フリガナ				
	異 名				
身 体 特 徴	生年月日	年 月 日 (歳)	性 別		
		体 型	()kg	面 型	
		(体重)		顔 色	
眼 鏡					
身 長	c m	頭 髪			
着 衣			所 持 金 品		

行方不明の概要				
届出人	住所	(連絡先)		
	職業		氏名	
	行方不明者との関係			
	発見時の意向	<ul style="list-style-type: none"> ・発見時に通知してください。 ・発見時に保護してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発見の際は、迎えに行きます。 ・その他() 	
受理署長の意見				
参考事項				
行方不明者の写真等				

行方不明者発見票

行方不明者	受理警察署・受理年・受理番号
	警察署 年 第 号
	行方不明者の氏名・年齢・種別
	氏名 年齢 種別

発見区分	1 発見	警察活動によって発見確認した場合	作成者	署 (課・隊) 係
	2 帰宅等確認	帰宅又は警察活動以外で発見確認した場合		
	3 死亡確認	死亡を確認した場合		
	4 その他	上記以外の場合 (届出が解消された場合等)		

発見 (死亡確認) 年月日時	年 月 日 午 (前・後) 時 分	手配等の活用	1 システム登録 2 特異行方不明者手配書 (立ち回り先・立ち回り地域)
	(死亡の場合は、死亡推定年月日時)		3 報道等 (新聞テレビ等・その他 [])
発見 (死亡) の場所	年 月 日 午 (前・後) 時 分	4 インターネット 5 警察施設等への掲示	6 その他 () 7 該当なし

発見の端緒	1 立ち回り調査	2 職務質問	3 立入調査等	4 少年補導	発見時の状態	1 被害者 (凶悪犯・福祉犯・その他)	2 被疑者	3 その他
	5 犯罪捜査	6 民間通報	7 保護願出	8 その他				

発見の状況								

死亡確認の状況	死亡の原因	1 他殺	2 事故	3 自殺	4 不明	5 その他 ()

発見時の行方不明者の申立て等				受理署長との連絡の経過			

行方不明者に関する措置	届出人への通知	1 行方通知		2 生存通知		3 通知不要		保護カード作成の有無	1 有
		連絡日時 月 日 時 分	連絡先	連絡日時 月 日 時 分	連絡先	・ ストーカー事案 ・ 配偶者暴力事案 ・ その他	2 無		

通知の経過又は通知不要の理由								

補充事項								

特異行方不明者手配解除通報書

宛 名	殿		(1) 通報年月日	年 月 日
			(2) 手配年月日	年 月 日
			(3) 手配事由	立ち回り先・立ち回り地域
			(4) 受理警察署	
発信者			(5) 受理番号	第 号
フリガナ			(7) 生年月日	年 月 日 (歳)
(6) 氏名				
(8) 解除事由	1 発見 2 帰宅等確認 3 死亡確認 4 その他			
(9) 発見(確認) 年 月 日		(10) 発見(確認) 警察署	警察署	
	区 分	関係者名・地域名・都道府県名		
(11) 解除する手配	立ち回り先			
	立ち回り地域			
(12) 公表資料の送付 (有・無)				
年 月 日		送 付 先		
(13) その他				

行方不明者発見活動協力要請撤回通知書

宛 名	殿		通知年月日	年 月 日
			要請年月日	年 月 日
			受理警察署	警察署
			受理番号	第 号
			受理年月日	年 月 日
			公表に 関する 要望	
発信者			協力要請 する事由	
フリガナ	氏名		生年月日	年 月 日 (歳)
撤回 事由	1 発見 2 帰宅等確認 3 死亡確認 4 その他			
発見(確認) 年月日			発見(確認) 警察署	警察署
そ の 他				